

## 第15回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成17年 1月22日(土) 13:30～17:25

●【開催場所】 田辺市青少年研修センター 3F 大会議室

●【出席者】 委員13名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、緒方順子、小野正治、柏崎幸雄、  
近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、森口圭樹、森正一、  
山本甫、寄本勝美 (敬称略)

県：松尾泰成循環型社会推進課処理計画推進室長 他2名

事務局：松原淳廃棄物計画推進室長他2名

●【傍聴者】一般4名

●【報道関係】2社

(事務局) 委員会の成立、及び各報道機関、傍聴人への諸注意

(委員長)

何かとご多忙の中、ご参集頂き有り難うございます。

今年も委員の皆様方ご協力よろしく申し上げます。

委員会も大詰めを迎えまして、今回の議題は、候補地選定第3段階、候補地群の抽出、候補地群から絞り込む際の留意事項、最終答申の枠組み、についてご審議頂きますので、ご協力をお願いします。

それでは、前回の議事録の確認ですが、お配りしています議事録1頁で、山本委員のお名前が抜けていましたので、今訂正したものをお配りします。お詫びして訂正いたします。

それ以外の所で何か訂正等ございますか。

特に訂正等なければ、第14回議事録はご承認頂いたということでお願いします。

それでは、第2の報告事項について、事務局からお願いします。

(事務局)

まず、報告事項の「(1)候補地選定基準案に対して頂いた意見に対する委員会の考え方の公表について」ですが、応募意見について前回ご検討頂いたことをまとめて年末に皆様方に送付いたしました。それを1月17日に報道提供し、ホームページにも掲載しております。また、ご意見を頂いた方々にも同様のものを送付いたしておりますことをご報告します。

次に報告事項(2)「広域臨海センター法に基づく処理対象区域の追加指定について」ですが、事前に郵送しております、パンフレット等の資料をご覧願います。

これは、この委員会でも何度かお話が出てきた大阪湾フェニックス計画のことですが、近畿2府4県195市町村が協力し、廃棄物の最終処分場を大阪湾へ造り埋立処分をしています。

この事業の広域処理対象区域として、昨年12月28日付けにて、御坊周辺広域市町村圏組合の区域が指定されました。しかし、すぐにはこの追加指定区域内からフェニックス計画の処分場へ廃棄物を持ち込めると言うわけではありません。このフェニックス計画の事業主体の計画に位置付けられて初めて持ち込めることになり、現時点ではそれは未定です。

そのため候補地選定作業としては、引き続き御坊ブロックも含めて検討を進めていきたい、と考えています。以上報告いたします。

(委員長)

今のことについて、何かご質問等ありますか。

(委員)

御坊地区についても、引き続き選定対象として考えていくということですね。

(事務局)

フェニックス計画の結論が出るのは、少なくとも1年は掛かると思います。今年度の委員会の検討段階では、御坊地区も同じように考えていきたい。最終的に採用するしないは、来年度の事業主体の判断で、と考えてます。

(委員長)

それでは、議題の(1)候補地選定第3段階、候補地群の抽出について事務局から説明してください。

(事務局)

資料1-1、まず、その1の地図上での候補地群の抽出についてですが、選定基準に基づき得られた候補地エリアから面積、容量を確保できる谷で現在62カ所の候補地を抽出していますが、現在精査中のため今後追加の可能性があります。その面積は、意見公募の際想定している最終処分場として15haから20haとしていましたが、埋立そのものに必要な面積としましては、約7.5ha以上、そして縦断勾配、エリアの下流から上流までの勾配ですが、20%以下として抽出しています。

その後、以前の照会から時間が経っていますので、再度県関係部局への候補地の照会をしました。その結果5カ所が保安林区域に指定済、若しくは指定予定で、1カ所が砂防指定地となっていることが分かりましたので、「要検討」としています。

同じく市町村にも別添参考資料にて照会をしています。お手元の資料は、市町村からの回答をそのまま例として提示させて貰っています。市町村へは、廃棄物担当課のみでなくそれぞれの担当課にて各項目の照会・確認をお願いしました。スクリーニングの結果後ですから、存在しない、と言う回答が多いのですが、社会的条件、開発計画の存在などの意見はありましたので、それは「要検討」としております。

次の「専門家による候補地の評価」ですが、井伊先生、金子副委員長にお願いしました。その結果は、資料1-3に記載しています。この結果、建設用地にふさわしくないとした候補地は、「要検討」としています。

次の現地確認調査ですが、現地確認が必要とのことから昨年12月22日から1月12日まで、事務局と市町村職員にて37カ所の候補地の現地確認を行いました。なお、大阪湾フェニックス区域編入予定の地域については、現地確認は行っていません。

この調査にて市町村固有情報、及び周辺状況の確認を行いました。次頁にはその状況を一覧表にしています。一日に4から5カ所を見ることが出来ましたが、現地の立ち入り許可を得ていないので、隣接の道路から見る等制約のある調査であったことをご理解願います。

以上の作業を経まして、その結果を資料1-3、1-4にまとめています。そのうち「要検討」の24カ所を候補地として採り上げるか、どうかの検討をお願いしたいと思います。

事務局としては、「要検討」については、1次・2次のスクリーニング基準及び表3に該当し、そして明らかに紀南地域の最終処分場にふさわしくないと思われる場所については、除外されるのでは、と考えています。

次に資料1-3ですが、「事務局評価」欄に先程の資料1-1の6の事務局評価を記載しています。ここに井伊先生、金子先生の評価も記載していますので、今日は金子先生にこの事項

の解説を後程お願いします。井伊先生には、次回お願いしようと考えています。

次に資料1-4ですが、これは資料1-3を元にして各候補地毎の個票としたものです。

例として、候補地番号4-1ですが、大字名を地図の上に記載しています。また、地図は2万5千分の1で、地図上には、1次・2次スクリーニングが色分けされていて、その項目の番号、及び候補地の面積を記載しています。右の表ですが、先程ご説明した県、市町村への照会による回答事項、現地確認等による事項を記入しています。

その下の表「その他の情報」については、法規制等の追加、また、近接の公共施設までの距離等を、あくまで目安ですが記載しています。

それでは、まず資料1-3の御坊ブロックからご覧ください。その中で事務局評価が「要検討」となっている候補地番号13-4、資料1-4の個票もご覧ください。その表中、防災の欄で土石流危険渓流に準ずる地域となっていますので候補地としてふさわしくないのでは、と考えています。またその下に一部高速道路用地となっていますとあります。地図上には高速道路は記載されていませんが、既に候補地の中を通っているとのことですので、ということで検討をお願いします。

次に資料1-3の田辺ブロックで、候補地番号27-1、個票の表3に掲げる基準のその他の欄で都市計画道路事業中で、用地買収も済んでいるらしく、これも検討願います。

次に候補地番号33-1、個票の表3のその他の欄で、林道開設事業実施予定地である、とのことで、測量が終了し来年度工事予定と聞いています。これも除外すべき地域では、と考えています。

次にNO.33-2、個票のその他の欄で林道開設事業計画予定地とのこと、これはNO.33-1に比べて、将来的な計画があるという地域です。また、下表のその他の情報として、下流に町指定海水浴場もあるということです。

候補地番号22-5、個票のその他の情報の欄、砂防指定地内に全域が入るとのことであり、除外すべき候補地では、と考えます。

候補地番号23-2、23-3ですが、個票、表3の基準の自然環境の保全の欄に、特別天然記念物となっているカモシカが生息している旨の記載があります。カモシカは中辺路町、大塔村、古座川町等に生息しており、この段階で除外すべきかどうかというより、絞り込みの段階での環境影響評価等で考慮していくのがいいのでは、と事務局としては考えています。

また、その他の情報にて水道水源保護条例の指定地域である、となっています。現在の市町村合併の協議において、合併後はその地域指定は行わないとのことですので、建設するまでには地域指定がなくなります。しかし、水道水源保護は重要な考え方ですから、水道水源保護条例の精神を受け継ぐ意味で、新しい包括的な環境保全条例を定める作業中と聞いています。

候補地番号28-1、ここは「要検討」ではないのですが、現場には民家が2～3戸存在します、その旨皆さんのご確認をお願いします。

候補地番号28-2、個票の表3の基準で防災の欄、山腹の崩土が時々発生、ということですので。現場で見ますと、山全体が崩壊している状態では無いと思いますので、今の段階では判断出来ない状況と考えます。

候補地番号28-4、個票のその他の情報のその他の欄で、エリア内に県林業センターのしいたけ原木林育成技術試験林があるとのこと。今のところ県の担当部局から、これについての詳細な情報は聞いていませんので、確認したいと考えています。

候補地番号39-1、その他の情報の規制区域として、保安林区域に一部含まれているとの

ことで、1次スクリーニング項目に該当しますので、除外すべきと考えます。

また、その下の欄で一部和歌山環境保全公社の残土処分場となっている、とのこと。この事業は数年で終了するとのことですので、そのことで除外する理由とはならないと思いますが、保安林の事項にて除外すべきと考えます。

候補地番号32-2、32-3です。その他の情報の規制区域で、保安林区域に32-2全域、32-3が一部含まれているとのこと。これも1次スクリーニング項目に含まれますので除外すべきと考えます。

候補地番号44-1です。その他の情報のその他の欄で、下流の海域に串本海中公園がある、との情報が社会的な条件として町から寄せられています。事務局としては、地域にふさわしい安全な最終処分場を目指すという観点から、今の段階では除外すべきと判断出来ないのでは、と考えます。

候補地番号32-4、表3の基準の自然環境の保全の欄、町の水源涵養林整備計画で維持すべき地域に指定され、那智勝浦町では、この整備計画で購入すべき地域、整備すべき地域、維持すべき地域という3つの地域を指定して、一般会計、水道会計、寄附金等で購入・整備等をしていく計画がある、ということでした。また、その他の開発計画として那智勝浦新宮道路が事業中で、このエリア内で道路を建設中であることから除外すべきではないか、と思います。また、その他として近隣に火薬庫もあるという情報もあります。

候補地番号36-1、これも同じく町の水源涵養林整備計画の整備すべき地域とされています。また、その他の情報として、鉱山跡地で今も水質管理中とのことですが、那智勝浦町には他にも銅山跡地があり、その近隣の工事等の影響で魚が死んだりすることもあるとのことなので、この跡地はそのままにしておくほうがいい、触らないで欲しい、と町の担当課から聞いています。現場においても、平坦な土地で、閉山して40年位は経過していますが、水質管理をしている状況であるとのことでした。

候補地番号37-1、これも町の水源涵養林整備計画の整備すべき地域に指定されています。井伊先生の評価では、鉱石ズリ堆積地の可能性とのことだめ、と意見を貰っています。

候補地番号37-2、個票の表3の基準でその他の欄にて、那智勝浦新宮道路事業中であるので調整が必要、その他の情報として、し尿処理施設に関連する地元区との協定があるとのことですが、協定の詳細については掴んでいませんが、この項目についての現段階での判断は出来ない、と考えます。

候補地番号37-3、これも町の水源涵養林整備計画の維持すべき地域に指定されており、またその他の欄にて、ふるさとづくり事業の農道整備計画の事業地であるとのこと。

候補地番号37-4、個票の表3の基準で防災の欄、進入道路が冠水、とのことですが、その程度は把握していません。また、町の水源涵養林整備計画の維持すべき地域であり、その他の情報の欄で、ほぼ全域が保安林区域となっています。このため除外すべきと考えています。

候補地番号41-2、個票の表3の基準で、那智勝浦町の水源涵養林整備計画の維持すべき地域であり、またその他の情報で本年度に保安林の指定予定とのことなので、除外すべきと考えます。

候補地番号42-1、42-2その他の情報の欄で、下流に養殖場がある、との情報があります。ひおうぎ貝の養殖が盛んな場所と聞いています。ただ先程の海水浴場の情報と同じで今の段階では判断出来ないと考えます。

候補地番号42-3、これは「要検討」ではないのですが、その他の情報の欄にて、エリア

内には民家、別荘が点在しているという情報がありますので、ご確認ください。

候補地番号41-3、その他の情報の欄にて、一般廃棄物焼却施設建設中で、地元区とは新たな廃棄物処理施設の建設要請をしない旨覚書を交わしているとのことですが、今の段階では判断出来ないと考えています。

候補地番号35-1、個票の表3の基準で自然環境の保全の欄にて、カモシカが生息しているとのこと、またその他の情報の欄にて森林吸収源対策推進プランの重点地域の指定がされているとのことです。森林吸収源対策推進プラン重点地域は、CO<sub>2</sub>の吸収を促進させるため積極的に森林を残し、整備しようと言う計画であり、県内に10カ所指定され、その1カ所になります。

以上で資料1-4の説明をいたしました。補足ですが地図の前の番号はA3版カラーの地図の右上の番号です。個票の地図よりは広い範囲を見ることが出来ますので、参考としてご覧ください。

(委員長)

続いて専門家の評価として、井伊先生が今回欠席なので金子先生、ご説明をお願いします。

(副委員長)

私の評価の考え方を説明させて貰います。例えば資料1-4の候補地番号4-1を見て下さい。何か問題点はないのか、ということからこの地図を見ました。地図情報ですから現実を全て表している訳ではありませんが、この番号4-1のエリア内にため池があります。ため池は必要な水が集まる所に作られています。そのことから水が集まり過ぎる場所ではないのかな、と言う心配、またこの水を現在も利用しているのなら池が無くなってしまえばどうする、と言う問題も生じます。こういう事が分かってきます。

また、エリアのすぐ北側に何か建物がある、どんな建物かは分かりませんし、人が住んでいるかも分かりません。しかし、何かあるので確認が必要であるということです。

そこで資料1-3の御坊ブロックの頁、由良町の候補地番号4-1の欄を横に見ていけば、井伊先生は書いていないのですが、私の評価の項目で集落近接、これは建物があるので注意してください、ため池あり、これは述べたとおり、集水域が大、これは述べたこととエリアの尾根に至る面積、雨を集める面積が比較的大きいのでは、集中豪雨の場合の対処が出来るのか、と言う意味で印を付けています。

また断層近接については、例えば個票の候補地番号4-2を見て下さい。この地図の19の番号が書いている所で断層が交差しています。ここで東西に延びている断層は、ちょうどエリアの手前で切れています。しかし、この断層は延長上にも存在するだろう、と容易に考えられます。明確な確認が出来ていないだけであり、断層の心配をした方がいいと読み取れます。しかし、だからこの場所はこれでだめ、とは言えません。また候補地の中心を川が流れています。だから常時水が流れているので、このことは真剣に考えた方がいい、それを踏まえて検討が今後必要であると言う意味です。

また候補地番号20-1、ここは下流にため池がありますが、問題は等高線の間隔が狭い、谷の縦断勾配は緩いのですが、横の勾配、西側が特にきつい角度になっている。容量は確保出来ないことはないでしょうが、そのために堰堤が高くなり建設費が多くなる、ので実際良いことではないでしょう。そういう意味で注意が必要であるということです。

同じように候補地番号20-2も谷の幅が狭くて側面が切り立っていますので、容量を確保するのが難しいと考えられます。

また、古道からの眺望が大丈夫か、谷の入口の幅が広過ぎて、締切堰堤が大き過ぎないか、

の観点からも注意が必要ということで印を付けています。

あくまで、この地図上から心配なところがないのか、ということから見て印を付けたのであり、ここで心配であると印を付けたから除外されるということではありません。

現地確認、また容量が確保できるのか等踏み込んで検討しないと判断出来ない、その検討が必要だ、と言う意味で考えてください。今のところ印が付いていないところは、ほんの少数ではありますが、私の直感に近いものでして、皆さんにも見て貰い、他の点について心配なところがないのか、を指摘して貰うのもいいと思います。

(委員長)

今の事務局、金子先生の説明をお聞きになり皆さんも資料をじっくり見て頂く時間を取る意味で、10分間休憩とします。

・・・・・・10分間休憩・・・・・・

(委員長)

それでは、今の説明を基に候補地群の検討をお願いします。まず、1次・2次スクリーニング項目に該当する候補地群は除外していく、次は表3の基準に照らして問題が有る候補地について検討を行う、最後その他の情報に該当する項目がある候補地について検討を行う、という順をお願いします。また、地域内であと数ヶ所提示される予定なので、次回にその結果をお知らせ出来るとのことです。

それでは、1次・2次のスクリーニング項目に該当するので除外した方がいい候補地について事務局から提示してください。

(事務局)

資料1-3にて確認をお願いします。まず田辺ブロックで候補地番号22-5、砂防指定地に該当、候補地番号39-1、一部が保安林区域に該当、新宮ブロックで候補地番号32-2、32-3、全域及び一部が保安林区域に該当します。候補地番号37-4、ほぼ全域が保安林区域に該当、候補地番号41-2、保安林区域に指定予定です。合計6カ所です。

(委員長)

何か、皆さん意見等ありますか。

(副委員長)

道路が事業中なら道路の予定線が入っているのですが、それがあればその地域は候補地として線引きしなかったということになりますね。当然スクリーニング項目以前の問題となりますね。

(委員長)

具体的にはどの番号でしょうか。

(副委員長)

番号27-1は、はずしていいのかな。

(事務局)

そこは、田辺市のバイパス予定地でまだ建設はしていません。現在道が通っている、ないしは建設中として、番号13-4、32-4、37-2です。

(委員長)

1次・2次スクリーニング項目に該当する場所が6カ所、そして今ご指摘の道路の建設中、建設済みの場所が、3カ所あるということですが、まず6カ所についてはいかがでしょうか。

(委員)

当然、除外すべきということで、皆さんも同じ意見でしょう。

(委員長)

それでは、スクリーニング項目に該当する6カ所は除外する、番号22-5、39-1、32-2、32-3、37-4、41-2とすることで確認をお願いします。

また、副委員長から指摘のあった道路が既に建設されている、あるいは建設中であるとして事務局から説明のあった、候補地番号13-4、32-4、37-2について皆さんご意見いかがですか。

(委員)

特に除外して問題ないと思います。

(委員長)

それでは、候補地番号13-4、32-4、37-2は除外ということをお願いします。

それ以外、スクリーニング項目関連でご意見ございますか。

(委員)

那智勝浦町の鉦山跡地は、除外した方がいいのではないのでしょうか。

(委員長)

それは、次のその他の情報で議論して頂きましょう。

スクリーニング項目関連でご意見がなければ、次の表3の基準における「要検討」事項についての検討をしたいと思しますので、事務局からその説明をお願いします。

(事務局)

表3の基準に該当するものとして、候補地番号27-1、ここは都市計画道路が事業中とのことで、用地も購入されていると聞いています。次33-1、林道開設事業実施予定地で、現地の測量も済み、来年度にも建設が始まるだろうとのこと、次33-2、林道の計画予定地とのことで、これは33-1に比べて将来的な計画予定地であるということです。次23-2、23-3、ここはカモシカが生息しているということ。次28-2、防災の災害発生地の中で一部山腹の崩土が時々発生、ということです。候補地番号36-1、37-1町の水源涵養林整備計画による、整備すべき地域に指定されている、とのこと。候補地番号37-3、同整備計画の維持すべき地域に指定済、とのこと。候補地番号35-1、カモシカが生息しているということです。以上10カ所を表3の基準として要検討としています。

(委員長)

10カ所が要検討ということですが、その要検討項目の中身、その強弱を考えれば、個別に検討する方がいいと考えます。

それでは、候補地番号27-1について、ご意見をお願いします。

(委員)

買収されているのなら、除外すべきでしょう。

(委員長)

それでは、27-1は除外するということで、お願いします。

次33-1についてはいかがですか。

(委員)

近くを通るのか、どうなっているのですか。

(事務局)

谷の中を通りますので、その囲みの中心を通っていきます。

(副委員長)

その計画は法的に決定されているのですか。この情報は町からですね。事業決定されてい

るのですね。

(白浜町)

調査測量も済んで、平成17年度に建設工事に掛かります。

(委員長)

以上の理由にて、33-1については、除外するという事によろしいですね。

それでは、次、33-2については、事務局から林道計画予定地と説明がありましたが、ご検討をお願いします。

(委員)

金子先生の評価にて数カ所印が付いていますので、出来れば除外した方が、いいのではと思います。

(委員)

私も同感です、極端ではありますが、印の少ない所を選べばいいのでは、と思いますが。

(委員)

井伊先生、金子先生の評価、それと事務局評価については、時間のずれ、つまり先生達が現地調査した時と、事務局調査の時とのずれがあるのですか。

(副委員長)

もちろん評価時の時間のずれはありますし、井伊先生とも全く相談せずに行っています。また、同じ時間に評価しても全く別になるでしょう、それは事務局とも同じです。また、私も井伊先生も現地は全く見ていませんし、地図情報を基本として評価していますので、あくまで推測です。だからコメントにもあるように、そうではないかと読める、ということです。

例えば、断層ですが、切れている所がありますが、本当にエリア内にないのかは調査しなければ分かりません、そういう意味で推測です。

(事務局)

事務局評価は、表3の基準、その他の情報、両先生の評価を併せて評価させて頂いています。両先生の評価はあくまで地図上での判断ですから、この段階にてその場所がだめ、とは言えない、ということです。しかし、井伊先生の評価で明らかに鉱山跡地だからだめ、という場所がありましたのでそれは反映しています。

(委員)

理想は事務局と両先生が現地調査をすべきだと思います。

(事務局)

確かに理想はそうであるとは思っています。しかし、今年度の委員会として提示するものは、現場で詳細な調査をすることは予定しておりませんでしたので、地図上での判断をお願いしたのが実状です。

また、そのような調査は土地所有者の方に立入許可を得ることが必要です。併せて時間的、予算的なこともありまして、今回はそこまで出来ていません。

(委員長)

貴重なご意見ですが、今の段階では諸般の事情にて詳細な現地調査は難しいということですのでご理解願います。また、両先生の評価はあくまで地図上の評価、良いとか悪いとかという判断ではなくて、そうなのではないか、ということですから、それをご理解頂きご判断をお願いします。

(委員)

私は、33-2のこの情報は、決定的な除外すべき理由ではない、と考えますが。

(委員)

質問ですが、施設から出る水は、処理を行っているので問題は無いと住民の方々には説明するでしょう。しかし下流に海水浴場がある、ということでここで除外するというのなら、どんな返答をするのですか。

(事務局)

事務局としては、現段階では、この下流のことについて、不適とは考えていません、残したい、と思っています。ただ、留意事項において検討願えればと思います。

(副委員長)

先程、私の評価を考えて除外した方がいいとのご意見がありましたが、私のこの評価の意味ですが、この観点からよく検討しなければならないけれど、これで除外するという意味ではない、詳細な検討が必要である、言う意味で、その結果評価が変わる場合も考えられます。

この評価を表3の基準に準じた除外する根拠として使用することはやめてください。

(委員)

池も有るようですし、リスクがあるならはずした方がいいのではと考えます。

(委員)

私も同感で、詳細な検討をすれば、検討しなければならない項目が増える可能性もあるので、この印があるところは除外した方がいいと思います。

(委員)

今の意見に反対では、ありませんが、下流にそのような場所があれば、職員は必死で努力しますので返っていい、現実そういうケースがありますし、その理由で除外することが安全面でいいのかと、必ずしもそうは言えないと思います。

(委員)

林道が必要なものなのか、ということも考える事が良いのではと思います。また資料1-3の照会・現地等確認結果の欄ですが、地域によりその回答内容の差が激しい、例えば御坊地域はフェニックス計画に指定されたこと等の理由があるのでしょうか。この部分は御坊地域の役場からの答えとは違うのでしょうか。他の市町村の回答と比べてですが。だから基準として採用するのはいかがでしょうか。

(委員長)

33-2については、どうお考えですか。

(委員)

これについては、今は除外しなくてもいいと考えます。

(委員長)

現状での皆様のご意見を考えれば、この場所については検討継続ということにして、より具体的な情報を収集して判断したい、とします。

次、23-2、23-3、カモシカの生息地ということで、ご検討をお願いします。

(委員)

除外する方がいいでしょうね。

(委員)

カモシカはここだけでなく、この地域の多くの市町村に生息しています。特別天然記念物ですが、現状ではその事に構わずに事業などを行っている、その状況であること、またそこにのみカモシカがいるのではない、ことを理解すべきです。

(委員長)

具体的な情報はありますか。

(事務局)

レッドデータブックから、地域内に広く生息していることは分かりますが、どの地域で繁殖している等の情報はありません。繁殖している地域の指定でなく、その動物が指定されています。

(委員長)

特別にこの地域が学術的に重要との指摘は、大塔村からあったのですか。

(委員)

カモシカを村のシンボルとして町おこしをしている自治体ですから、他とは思いが違うのではないですか。

(委員)

古座町に建設中のごみ処理場付近は、カモシカが多く生息している所ですが、このためその場所は不適ではないのか、と環境省、県に問い合わせをしたのですが、そうではないとの答えでした。村が独自で大事にしているのは理解出来ますが、法律にて規定されているのではないのでしょうか。しかし、住民が重要性に気付かないからしていい、とは言えませんから統一した基準があってもいいのでは、と思います。

(委員)

ここでは、まず法令上、または事業が進んでいるからとか社会通念上明らかな事項にて除外と判断すべきでしょう。実際そこがカモシカの繁殖地であるなどは、現地で詳細に見なければ判明しない。そこを自治体が重要であると条例などで指定していない限り除外は出来ないと思います。

(委員長)

この2カ所は、もう少し詳細情報が必要でしょうから、検討継続をお願いします。

次、28-2、防災の項目で要検討ということ、ご意見をお願いします。

(委員)

山腹の崩土はそのエリア内に現れているのか、外なのか、またそのような土質なのか、どうでしょうか。

(事務局)

土質については、事務局は判断は出来ませんが、エリア内にそのような箇所はありました。全体的に崩れているということではありませんでした。

(委員)

28-3、28-4は近接していますが、28-2だけがそうなのですか。

(事務局)

28-2にだけそういう回答を貰っています。また素人なりにこの3カ所を見て、やはり違うということは分かりました。しかし、最終的には専門家に見て貰わないと判断は出来ないと思います。

(委員)

残して、絞り込みにおいて検討することがいいでしょうね。

(委員長)

事務局が現地にて確認してはいますが、精査しているとは言えませんので、情報を集めるとして検討継続をお願いします。

次、36-1、37-1も基本的には同じ項目ですね、この2カ所はいかがですか。

井伊先生は、37-1は除外すべきと評価されていますね。

(委員)

水質管理中と記載されています。このような場所を掘ることはだめでしょう。

(委員)

同じ考えで除外すべきです。

(委員)

鉍毒が出ていると聞いています。

(委員長)

36-1、37-1は除外すべき、ということでよろしいですね。

次37-3、はどうでしょうか。事務局で追加説明ありますか。

(事務局)

町の保全地域である、また農道整備の開発計画、山向うへの農道を整備する計画があり、現場には谷へ入っていく道路が出来ていましたが、用地買収が進まなかったのか途中で止まっています。しかし、町、地元区としても建設の要望は県へしているとのこと。

(委員)

町の水源涵養林整備計画についてですが、これは具体的に保護等の努力は取られているのですか。

(事務局)

那智勝浦町では整備計画を策定し、寄附金等を財源として那智の滝周辺原生林を購入すべき地域として買い上げ運動をしています。他に整備すべき地域、維持すべき地域を指定し、各々の目的に応じた整備方針を策定し、その基金条例も定めており、町としては、この計画及び基金条例にて水源涵養のための森林の保全を行いたいという考え方を持っているとのこと。ここは維持すべき地域に指定されています。

(委員長)

現状では判断が困難なので、情報を収集して貰い検討継続ということではよろしいですか。

次35-1、カモシカの生息地ということ。先程の議論から言いますと検討継続でよろしいでしょうか。

(副委員長)

森林吸収源対策推進プラン重点地域の説明をお願いしたい。

(事務局)

県内10ヶ所が重点地域として指定されています。CO<sub>2</sub>の吸収源としての森林整備を進めるため、重点地域を指定して整備を進めようという事業です。ただ指定地域における開発規制はありません。林野庁からの補助金が交付されているとのことですから、開発するとなれば補助金の返還等が生じるかもしれない、とのこと。平成15年から指定されていますが、個別の指定の情報は持っていません。

(委員)

県内で10ヶ所が指定されているのは、それなりの理由があるのではと思いますので、委員会としては、そこを開発するという結論は出しにくいのではないですか。

(副委員長)

この文面からは良い山というよりは、少額の経費で計画を立て事業を進めると改善効果が大きい森林である。むしろ処分場にすることは問題はないことも考えられますが、今まで努力してきていることを無にすることになるかもしれません。だから取りあえず残しておく方

がいいのかもかもしれませんね。

(委員長)

これは、判断材料を集めて貰う事で検討継続でよろしいですね。

それでは表3の基準の検討については、27-1は除外、33-1は除外、33-2は検討継続、23-2及び23-3は検討継続、28-2は検討継続、36-1及び37-1は除外、37-3は検討継続、35-1も検討継続ということをお願いします。

その次の検討項目のその他の情報で、検討すべき候補地を事務局からお願いします。

(事務局)

その他の情報の項目については、28-4、44-1、42-1及び42-2、41-3、についてご検討をお願いします。

(委員長)

まず28-4、エリア内にしいたけ原木林育成技術試験林がある、とのことですが、詳しい情報をお願いします。

(事務局)

現場にはその名称の看板があり、原木もありました。しかし、県にはいつまでするのか等計画の確認はまだ出来ていませんので、情報収集しなければと思います。

(委員長)

それでは、判断つきかねますので、検討継続でいいですね。

(事務局)

今回の候補地の選定に当たっては、前回は議論して頂いたと思うのですが、基本的には選定基準にある項目に該当するなら除外していこう、ということだったと思います。このしいたけの試験林等については、事務局の考えでは候補地としては残したい、これは絞り込みをする際の調査項目であり、各候補地の比較項目とはなりますが、今の時点での除外するしないの判断基準としては考えにくい、のではと事務局として考えています。

先程の検討継続となった候補地においても、ある程度の情報は掴めるとは思いますが、除外すると考えるまでに値する情報を揃えることは難しいとを考えます。

(委員)

基本的には事務局の考えでいいと思います。また海水浴場等について影響がどうかはその処分場の機能にて変わってくると思うので我々が判断することは難しいでしょう。その候補地は残して、それはやはり次回の絞り込みで検討する方がいいと思います。ただカモシカの生息地は除外する方がいいと考えますが。

委員会として重要と考えます、と言うことが出来るのでは、と思います。

(委員)

41-3、で地元区と覚書があるということですが、ここはやはり除外した方が良くと思います。

(委員長)

それは、後程議論して頂きますので。

(副委員長)

県の林業センターへの情報の確認作業は必要なので、それは確認して貰い、重要なものであればそれは考えればいいのであり、また今の時点で確認出来ていませんので、除外するのではないですが、その確認作業は事務局として必要ということは理解してください。

(委員長)

その点については、事務局は作業をお願いします。また先程の委員さんの考え方についてはご理解頂けると思いますので、その考え方で検討よろしくをお願いします。

それでは先程、ご意見ありました41-3については、いかがでしょうか。

(委員)

これは古座町から出てきたものですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

覚書は田原区とは結んでいます、上田原区とは結んでいません。上田原区は何で結ばないのかと大きな問題となっています。上田原区との覚書はありませんので、41-2のその他の情報の覚書の文章は、はずしてください。

(委員)

それは、分かりますが、今は41-3について、その覚書があるから除外するのか、どうかを検討することにしませんか。

(委員)

もちろんそうですが、この41-2の文章は上田原区においては問題となると思うので、言っているのです。

(事務局)

この欄は、市町村から回答があった事実関係を書いています。

また、今回は1次・2次スクリーニング項目、及び表3の抽出基準の選定基準を満たしているか、いないかについての議論をお願いいたします。41-3に覚書がありますが、それは、以前に委員さんからのご指摘があり、そのような事実も調査して、事業主体へ伝えねばならない、という意識で記載していますが、スクリーニング基準には触れないので、41-3については、残しておきたいと考えています。

金子先生、井伊先生の評価、またそのような項目、先程あった海水浴場の件も同じく事業主体へ引き継ぎ、絞り込みにおいて議論、検討していかねばならないと思いますが、この時点にてその項目があるから、除外するしないの議論は避けて貰いたいと考えます。しかし、鉱山跡地のように井伊先生の評価で明らかに除外としているものについては別ですが。

(委員長)

私達は、順に検討して、その項目について議論し、判断していく事が筋ではないか、と考えています。

(事務局)

砂防指定地等は明確に判断出来ますが、覚書があることは市町村からの申し出であり、事実関係をそれが全て表しているのか、については事務局は把握していません。他の記載について申し上げているのではなく、覚書があるからいかがか、で議論して貰うことはどうかと考えます。

(委員長)

言われていることは、41-3についてのことですか。

(事務局)

そうです。それ以外は保留になっています。

(委員)

市町村の固有情報は大事にする、ということでしたよね。だからこの覚書をおいておいて

議論することはいかなものでしょうか。

(委員)

事務局の「要検討」は、ここで検討する意味ではないのですね。

(委員長)

そういうことではないでしょう。

(事務局)

事務局としては、絞り込みにおいての検討に際してこのような情報があるという他との比較要素として使いたいが、今の段階で覚書があるから除外する事は避けたい、と考えています。

もちろん、この委員会でその覚書があるから除外という判断がなされれば、それは尊重いたします。

(委員)

議論して欲しくないが、議論してそういう結論が出ても構わない、ということなのか。

(事務局)

最終結論は委員会にお願いしています。事務局で調査した結果、課題があるから「要検討」として議論して頂く、その結果除外する、あるいは意見を付けて次へ引き継ぐという2つの考え方があります。ただ、検討課題として覚書があるとの意見を付けて引き継ぎたい、と考えています。

(委員長)

資料として「要検討」としている以上検討するのは当然でしょう。その考え方なら最初から提案しない方がいいですね。皆さん困惑します。

(委員)

こういう問題があるから、まだ検討課題のある所です、ということを行っているのでしょうか。この場で最終的な判断をくだすなら別ですが、絶対だめ、という場所ではないということでしょう。

(委員長)

事務局としては、今言われた考え方である、ということで理解していいのですか。

(事務局)

はい、この項目は検討課題であるため、今の段階で除外することは避けたい、ということです。

(副委員長)

事務局としては、「要検討」についての判断結果は2つある、ということです。それに対して委員会としてどう判断するか、ですよね。

この覚書があるから、どうする、の検討をすればいいのであり、その結果保留であってもこの覚書を無視するのではなく、次の段階での情報として残っていく、という考え方でいいのでしょうか。

(事務局)

この資料は検討資料であり、答申として公表されるときは、表3の基準の欄は検討項目ですから記載しません。市町村への照会時には、特記事項を記載することも可能とし、そのような情報が寄せられたことから、事務局としては、この情報はその結果を示すときも残しておきたい、と考えています。各候補地にそのような情報が付いているもの、いないものとして残しておきたい、と考えています。

(委員)

41-3については、その情報として、残しておくだけでいいのかな、という疑問が残ります。やはり尊重して守らねばならないものと思いますが。

(委員)

言われることは理解出来ますが、そうなれば覚書等があれば全て除外されることになりまますよね。もし除外していない場所の方々が、今後役場と覚書等を結んでいく要望が出されてしまうことにもなりかねないですよ。行政の約束事は大事ですが、拒否権的なものを認めてしまうことにもなりますよね。どうしてもその場所しかないなら別途何らかの処置をすることは出来ますが、今の段階でそのことのためだけで除外するのは、よろしくないのではと思います。

(委員長)

それでは、28-4は検討継続、44-1、42-1及び42-2、41-3については、基本的には候補地として残しますが、その他の情報を留意事項、とするということでもよろしいですね。

それでは、以上で議題の(1)を終了しましたが、まだ候補地の精査中であること、今の検討で検討継続というものもありますので、次回にも引き続き検討をしたいと思います。

先程検討して頂いた議題(1)で少し訂正事項がありますのでお願いします。資料1-3の候補地リストの候補地番号41-2、那智勝浦町、古座町両方に記載がありますが、照会・現地等確認結果の欄で「地元区と古座町で廃棄物処理施設を建設しない旨の覚書」は、事実と違うとのことで削除をお願いします。

(副委員長)

私の評価項目で、28-2「古道からの眺望」に印が付いてますが、古道からは見えないと思いますので、印は削除してください。

(委員長)

それでは、議題の(2)について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

皆様方に先日から留意事項についてのご意見をお願いしていましたが、それをまとめたものが資料2-1です。

その1頁ですが、これは想定している来年度以降の絞り込みの流れを示しています。

まず、検討委員会で選定された候補地群を絞り込みます。評価基準を作成し、それを使い全候補地を評価します。そして5～10ヵ所を選ぶ、その後詳細調査、今日検討して頂いた項目等について議論して貰う。そして最終的に1ヵ所を選ぶ、ということですが、その流れの中のどこに注意していけば良いのかを留意事項として委員会にお願いしたいと考えています。ご意見をお願いしたときに提示させて頂いた～の項目について、まとめています。そしてこれまでの委員会にて出てきた意見、また意見募集の際に留意事項として参考とするとした意見についても同じようにまとめています。以上のような考え方で取りまとめしていますが、各委員さんから提出頂いたご意見の趣旨を取り違えていないか、確認して頂きたいです。

また、この4分類以外に最終頁には「最終処分場整備に係る付帯意見」、付帯意見とは少々ふさわしくない言葉かもしれませんが、絞り込みの際の留意事項ではないが、処分場整備に関する要望として3項目にまとめております。ご検討をお願いします。

(委員長)

皆さんお忙しいときにご意見ありがとうございました。

それでは追加、あるいは補足的な意見等が有ればお願いします。

(委員)

絞り込み時に、将来こんな形で使用出来るとか、今までより良くなると言ったプラスの面を検討して貰いたい。焼却場であれば、余熱利用等が出来ることはありますが、処分場はいままでより悪くしない、というのでなくプラス面を検討して貰いたい。

(委員)

資料2-1の3のBで、浸出水の処理について記載されていますが、処分場を見学して分かったのですが、どうしても塩分とカルシウムが残ると聞きました。経費的な事を考えなければ脱塩等の装置を設置出来るのでしょうか、その辺の比較があるので妥当な意見なのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

(委員長)

出来るだけ、と書いていますので、いいのではないですか。

(日環センター)

補足ですが、放流する下流域で農業用水等があるならば、脱塩装置を付ける場合もありますが、確かに高額な設備となります。しかし、立地場所により事情は違いますし技術的に解決しうることですから、今の段階にて検討するよりは次の段階で経済性による比較にて考えて頂ければと思います。

(委員)

出来上がりはどのような形、文章とするのですか、こういう形で出すのですか。

(事務局)

最終的には箇条書きがいいと思います。ここで提示しているのはあくまで事務局の案、たたき台と考えて頂きたいのですが。

(委員)

次回答申形式のものを示して貰えるのか、あるいはそれまで私たちがしなければならないのか、また地元に与える経済効果も入れられないのか、市町村にとれば、適正な施設であり、雇用まで生まれるなら受け入れられると考えられるのではないですか。

(事務局)

今回は2月11日と考えているのですが、その時は答申の原案、当然この留意事項もその形に整理して提示したいと考えています。

また、経済効果については、先程のプラス面を検討して貰いたいとのご意見もあり、の「公開する情報の内容について」の周辺環境整備からの文章にて、経済効果的な情報を提示する、というような文章でそのことを表現出来ないか、と考えています。

(委員長)

それでよろしいですか。

それでは、他に何かご意見ございませんか。

また、3については、「付帯意見」ではなく「要望」とするのですね。

(事務局)

そうです。答申ですから、要望事項とする方がいいと思います。

また、後日で結構ですから、ご意見等ありましたら事務局までご連絡をお願いします。

(委員長)

それでは、留意事項については、大枠はこれで、次回に整理したものをお示しすることでよろしいでしょうか。

それでは、次、議題の(3)について説明をお願いします。

(事務局)

次回にお示しする予定の答申の目次案として、資料3に提示しています。基本的には前回の意見募集の際の選定基準が前段にあり、次に今日検討して貰った候補地群について示し、その次に留意事項をまとめるということにしたいと考えています。

(委員長)

このような骨組みで答申を作成したい、とのことですが、ご意見ございませんか。ないようなので、今後の予定についてお願いします。

(事務局)

資料4です。次回は2月11日の金曜日に、検討継続のもの、あれば追加分について、そして答申案についての検討をお願いしたい、と考えています。また、答申案について説明会、意見募集をしたいと考えていますが、その方法についても検討頂きたいと考えています。今のところ2月の下旬に説明会、意見募集をしたい、と考えています。

その後、3月19日に第17回の委員会を予定しています。そこで答申を完成した後、協議会の全体会議にて会長へ答申して頂こう、と考えています。

(委員長)

お忙しい中申し訳ございませんが、この日程で進めていきたいとのことですが、よろしいですか。

それでは、今日は大変長時間ご審議頂きましてありがとうございました。

---